

**Pre-disclosure Regarding
Absorption-type Company Split**

**(Pursuant to the Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act
of Japan, and The Ordinance for Enforcement Article 183
Thereof)**

**March 26, 2026
Toyota Tsusho Corporation**

March 26, 2026

Pre-disclosure Regarding Absorption-type Company Split

4-9-8 Meieki Nakamura-ku Nagoya-shi
Aichi Prefecture, 450-8575, Japan
Toyota Tsusho Corporation
Representative: Toshimitsu Imai, President & CEO

Toyota Tsusho Corporation (“Toyota Tsusho”) and Toyotsu Automotive Creation Corporation (“Toyotsu Automotive Creation”) entered into an absorption-type company split agreement dated March 26, 2026, whereby Toyota Tsusho, as the transferor, will transfer to Toyotsu Automotive Creation, as the transferee, the rights and obligations it holds in relation to the business operated at the Hamamatsu Branch as part of its automotive parts manufacturing and sales business, with an effective date of October 1, 2026 (the “Short-form Absorption-type Company Split”).

Pursuant to both the Article 782 Paragraph 1 of the Companies Act of Japan and the Ordinance for Enforcement Article 183 thereof, Toyota Tsusho pre-discloses the following.

1. Parties to the Short-form Absorption-type Company Split

(1) Transferor

Name: Toyota Tsusho Corporation

Address: 4-9-8 Meieki Nakamura-ku Nagoya-shi, Aichi Prefecture

(2) Transferee

Name: Toyotsu Automotive Creation Corporation

Address: 24F Sumitomo Life Nagoya Building 2-14-19 Meiekinami, Nakamura-ku, Nagoya-shi, Aichi Prefecture

2. Details of the Short-form Absorption type Company Split

Please refer to the Attachment 1 herewith.

3. Matters Regarding the Appropriateness of Consideration for the Short-form Absorption-type Company Split

Toyotsu Automotive Creation will not provide any consideration to Toyota Tsusho in connection with the Short-form Absorption-type Company Split. As Toyota Tsusho holds all of the issued shares of Toyotsu Automotive Creation, it has determined that such treatment is appropriate.

4. Details on the Transferee

(1) Financial statement as of the latest fiscal year of Toyotsu Automotive Creation

Please refer to the Attachment 2 herewith.

(2) Financial statement with an interim closing date after the end of the latest fiscal year

Irrelevant

(3) Disposition of material property, assumption of significant obligations, and other events having a material impact on the state of the transferee's property that have occurred after the end of the latest fiscal year

5. Details on the Transferor

(1) Disposition of material property, assumption of significant obligations, and other events having a material impact on the state of the transferor's property that have occurred after the end of the latest fiscal year

Irrelevant

6. Prospect of Fulfillment of Obligations

(1) Toyota Tsusho

The amounts of assets and liabilities on its balance sheet are 3,159,658 million yen and 1,884,080 million yen, respectively, as of the end of the fiscal year ended March 31, 2025, and the amount of assets exceeds that of liabilities. The amount of assets and liabilities to be transferred by Toyota Tsusho to Toyotsu Automotive Creation upon the effective date of the Short-form Absorption-type Company Split is expected to be 148 million yen and 0 yen, respectively. Accordingly, the amount of assets of Toyota Tsusho is expected to sufficiently exceed the amount of its liabilities after the effective date of the Short-form Absorption-type Company Split.

Further, no events or potential issues have been found to date that would hinder Toyota Tsusho from fulfilling its obligations after the effective date of the Short-form Absorption-type Company Split.

Even after the effective date, therefore, it can be expected that Toyota Tsusho will fulfill its obligations.

(2) Toyotsu Automotive Creation

The amounts of assets and liabilities on its balance sheet are 10,880 million yen and 6,305 million yen, respectively, as of the end of the fiscal year ended March 31, 2025, and the amount of assets exceeds that of liabilities. In connection with the Short-form Absorption-type Company Split, while the amount of assets to be transferred to Toyotsu Automotive Creation from Toyota Tsusho on the effective date is expected to be 148 million yen, no liabilities are expected to be assumed. Accordingly, the amount of assets of Toyotsu Automotive Creation is expected to sufficiently exceed the amount of its liabilities after the effective date of the Short-form Absorption-type Company Split.

Further, no events or potential issues have been found to date that would hinder Toyotsu Automotive Creation from fulfilling its obligations after the effective date of the Short-form

Absorption-type Company Split.

Even after the effective date, therefore, it can be expected that Toyotsu Automotive Creation will fulfill its obligations.

Attachment 1

A Copy of Short-form Absorption-type Compact Split Contract (Japanese only)

Attachment 2

Copies of Financial Statement and Audit Report for Toyotsu Automotive Creation for the Latest Fiscal Year (Japanese only)



吸収分割契約書

豊田通商株式会社（以下「甲」という。）と豊通オートモーティブクリエーション株式会社（以下「乙」という。）とは、甲を吸収分割会社、乙を吸収分割承継会社として、甲が第1条所定の事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割（以下「本件分割」という。）について、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条 （本件分割）

甲は、本契約に従い、吸収分割の方法により、甲が自動車向け部品の製造販売事業のうち浜松事業所において運営されている事業（以下「本件事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させ、乙はこれを承継する。

第2条 （当事会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、下記のとおりである。

記

甲： 商号	豊田通商株式会社
住所	名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
乙： 商号	豊通オートモーティブクリエーション株式会社
住所	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号 住友生命名古屋ビル24階

第3条 （承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務に関する事項）

1. 本件分割に際して、乙が甲から承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、第6条所定の効力発生日において、本件事業に属する次に記載する資産、債務及びこれらに付随する権利義務並びに契約上の地位とする。

(1) 資産

- ① 本件事業に関する一切のノウハウ
- ② 別紙1記載のものを含む本件事業に関する一切の有形及び無形の固定資産

(2) 債務（ただし、雇用関係に係る債務を除く。）

債務及びこれらに付随する権利義務は承継されない。

(3) 契約（ただし、雇用契約を除く。）及び取引関係

別紙2「仕入先名」欄記載の仕入先との間の別紙2「取引基本契約」欄記載の取引基本契約（これに付随する覚書等がある場合には当該覚書等も含み、以下本号において同じとする。）上の地位及び同別紙2「仕入先名」欄記載の仕入



先との仕入取引に係る取引関係（ただし、本件事業以外の事業にも関連する契約については、本件事業に関連する部分に限る。）、並びにこれらの取引基本契約及び取引関係に基づき発生する権利義務に限り承継されるものとし、別紙2に記載されていない取引先等（海外仕入先や販売先を含むがこれらに限られない。）については、当該取引先等との間で締結している契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継されず、また、当該取引先等との取引関係も承継されない。

(4) 雇用契約

雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務は承継されない。なお、甲は、本件分割の効力発生日において本件事業に従事する甲の従業員1名を、本件分割の効力発生日後も、甲に在籍させたまま乙に出向させるものとする。かかる出向者の出向期間その他出向に関する条件は、甲及び乙が別途協議して決定する。

2. 本件分割による甲から乙への債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとし、会社法第759条第2項及び第3項その他の法律の定めにより甲と乙の連帯債務となった債務が存在する場合の当該債務については、乙がこれを全額負担する。
3. 本件分割の効力発生後、乙が、本件分割において承継対象とされなかった取引先等との契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生する権利義務の承継を希望した場合、甲は、当該承継が乙の利益を損なわせるおそれがある場合を除き、かかる承継に協力するよう最大限努める

第4条 (乙が分割に際して交付する金銭等に関する事項)

本件分割は完全親子会社間で行うため、本件分割に際して、乙は、甲に対し、対価を交付しない。

第5条 (乙の資本金及び準備金の額に関する事項)

本件分割に際して増加すべき乙の資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

- (1) 資本金の額 0円
- (2) 資本準備金の額 0円
- (3) 利益準備金の額 0円

第6条 (吸収分割が効力を生ずる日)

本件分割が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、令和8年10月1日とする。ただし、分割手続上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は、

協議により効力発生日を変更することができるものとする。

第7条 (法令上の手続)

甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、本件分割の実行のために関連法令により必要となる手続を行うものとする。

第8条 (競業禁止義務)

甲は、本件分割の効力発生日後においても、乙が承継する本件事業について、会社法第21条に基づく競業禁止義務を負わないものとする。

第9条 (条件の変更及び解除)

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、甲及び乙のいずれかの財産状態又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本件分割の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙協議の上、本件分割の条件を変更し、又は本契約を合意解除することができる。

第10条 (協議事項)

本契約に定めのない事項又は本契約の解釈に疑義が生じた事項については、本契約の趣旨に従い、甲及び乙誠実に協議の上、合意によりこれを定める。

以上の契約の証として、本契約証書原本を2通作成し、甲及び乙の各代表者が記名捺印の上、各1通を保有する。

令和8年3月26日

甲 名古屋市中村区名駅四丁目9番8号
豊田通商株式会社
代表取締役 今井斗志



乙 愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号 住友生命名古屋ビル24階
豊通オートモーティブクリエーション株式会社
代表取締役社長 堀崎太



令和7年5月15日

第17期 事業報告書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号
豊通オートモーティブクリエーション株式会社
代表取締役社長 堀崎 太



1.会社の現況に関する事項

(1)事業の経過及びその成果

2024年度の自動車メーカーの国内販売は上半期、認証不正による生産見合わせ等の影響により前年度を下回ったものの年度後半に市場は回復し微増となりました。一方、国内生産は海外市場の低迷により輸出が減少、2023年度に比べて減少致しました。当社主力顧客のトヨタ自動車は一部モデルの生産停止や新モデルの販売遅延により年度を通じて影響を受け、国内生産は前期比97.8%、国内販売は前期比98.4%となりました。

かかる状況下、当社は新規受注品の販売増により生産ライン用部品、純正用品とも前期を上回る伸びを確保し、売上高は45,026百万円(前期比119.6%)と過去最高を記録しました。また円安や物価上昇の影響により原価があがりましたが原価改善活動や顧客との交渉によりその影響を最小限にとどめました。

当期純利益は主に売上連動により前期比116.1%の2,639百万円と過去最高となりました。

事業別	売上高	売上総利益
売上高	44,639,186 千円	5,534,658 千円
業務請負	387,092 千円	387,092 千円

(2)対処すべき課題

昨年度、当社取扱商品の顧客納品において試作品が混入、市場リコールを発生させてしまいました。当社は豊田通商台湾現地法人と協力して対策チームを立上げ、対象仕入先の品質改善活動に最優先で取り組んでいます。また人件費・物流費・原材料の高騰、為替変動、下請法遵守などサプライチェーン上の課題が浮き彫りになっています。当社はこれらの課題解決のために顧客も巻き込んで一つ一つ丁寧に対応しております。

事業面においては、Tier1機能(企画・設計・開発・供給・品質保証)を強化、業界の環境変化に対応すべく電動化アイテム等高付加価値商品の開発、CN/CE領域でのビジネスの拡大を図り、新しい収益の柱を構築すべく努めてまいります。

(3)財産および損益の状況の推移

区分	令和3年度 第14期	令和4年度 第15期	令和5年度 第16期	令和6年度 (当期)第17期
売上高 (営業収益)	29,303,481 千円	30,783,749 千円	37,654,430 千円	45,026,279 千円
当期純利益	1,157,048 千円	1,250,786 千円	2,273,748 千円	2,638,736 千円
1株あたりの 当期純利益	5,785,240 円	6,253,931 円	11,368,741 円	13,193,682 円
総資産	6,902,297 千円	8,329,285 千円	9,544,991 千円	10,880,534 千円
(純資産)	(1,715,580) 千円	(2,494,575) 千円	(3,836,715) 千円	(4,574,626) 千円

(4)重要な親会社の状況

親会社との関係

特筆すべき事項はありません。

(5)主要な事業内容

自動車向け純正部品・純正用品の商品開発及び営業全般

(6)主要な営業所

名称	住所
本社	愛知県名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号
豊田支店	愛知県豊田市寿町7丁目66番地
東京支店	東京都港区港南2丁目3番13号(品川フロントビル)
大阪営業所	大阪府大阪市中央区南船場4丁目3番11号(大阪豊田ビル)
浜松営業所	静岡県浜松市中央区板屋町111番地の2(浜松アクタワー14F)

(7)従業員の状況

従業員数	(前期末比増減)
155 名	2 名増加

(8)借入先の状況

いわゆるゼロバランス方式により調達運営致しております。

なお、期末での借入金残高はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1)発行済株式の総数 200株

(2)株主数 1名

(3)大株主

株主名	持株数
豊田通商株式会社	200 株

3. 会社役員に関する事項

(1)取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位及び担当	兼務の状況
水田 洋一	代表取締役社長(常勤)	
堀崎 太	取締役(非常勤)	豊田通商株式会社 サプライチェーン本部 執行幹部
谷口 徹	取締役(非常勤)	豊田通商株式会社 サービス&アクセサリ事業部 部長
加藤 潤	取締役(常勤)	技術統括部 部長
加藤 博	監査役(非常勤)	

(2)取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	2名	37,558千円
監査役	1名	6,000千円

「会社法」第四百三十五条に規定する附属明細書については、事業報告の内容を補足する重要な事項は存在しないことから、作成していません。

以上

令7年5月15日

第17期 計算書類

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

名古屋市中村区名駅南2丁目14番19号
豊通オートモーティブクリエーション株式会社
代表取締役社長 堀崎 太



貸借対照表

(令和7年3月31日現在)

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	9,714,154,205	流動負債	6,195,582,327
売掛金	5,159,438,685	支払手形	356,814,275
棚卸資産	2,643,644,702	買掛金	4,104,809,684
商品評価引当金	△143,384,530	リース債務	33,667,624
前払費用	87,592,589	未払金	393,725,766
未収入金	38,176,715	未払法人税等	653,187,800
関係会社短期貸付金	1,926,820,032	未払消費税	438,892,900
立替金	1,866,012	未払費用	185,223,516
		未払事業所税	3,343,800
		契約負債	17,425,696
		預り金	8,491,266
固定資産	1,166,379,910	固定負債	110,325,000
有形固定資産	823,215,692	リース債務	3,268,200
建物	37,043,620	退職給付引当金	105,124,800
機械装置	25,597,756	役員退職慰労引当金	1,932,000
車両運搬具	6,265,000		
器具備品	750,569,316		
建設仮勘定	3,740,000		
無形固定資産	70,569,955	負債合計	6,305,907,327
ソフトウェア	70,569,955		
投資その他の資産	272,594,263	純資産の部	
長期保証金	49,537,576	株主資本	4,574,626,788
繰延税金資産	220,385,395	資本金	10,000,000
入会金	487,500	利益剰余金	4,564,626,788
長期前払費用	183,792	利益準備金	2,500,000
ゴルフ会員権	2,000,000	その他利益剰余金	4,562,126,788
		繰越利益剰余金	4,562,126,788
		純資産合計	4,574,626,788
資産合計	10,880,534,115	負債及び純資産合計	10,880,534,115

損益計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		45,026,279,630
売 上 原 価		39,104,529,231
売 上 総 利 益		5,921,750,399
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,932,190,237
営 業 利 益		3,989,560,162
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	5,503,290	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	178,480	5,681,770
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,383,504	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	706,467	2,089,971
経 常 利 益		3,993,151,961
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	1,312,035	
前 期 損 益 修 正 損	3,210,397	4,522,432
税 引 前 当 期 純 利 益		3,988,629,529
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,360,566,157	
法 人 税 等 調 整 額	△ 10,673,196	1,349,892,961
当 期 純 利 益		2,638,736,568

株主資本等変動計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位:円)

	株 主 資 本					純資産 合計
	資本金	利益剰余金			株主 資本 合計	
		利益 準備金	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	10,000,000	2,500,000	3,824,215,220	3,826,715,220	3,836,715,220	3,836,715,220
事 業 年 度 中 の 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当	-	-	△ 1,900,825,000	△ 1,900,825,000	△ 1,900,825,000	△ 1,900,825,000
当 期 純 利 益	-	-	2,638,736,568	2,638,736,568	2,638,736,568	2,638,736,568
事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	737,911,568	737,911,568	737,911,568	737,911,568
当 期 末 残 高	10,000,000	2,500,000	4,562,126,788	4,564,626,788	4,574,626,788	4,574,626,788

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産 … 総平均法による原価法に基づく低価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く)

建物…定額法

建物以外…定率法

但し、平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備は定額法

平成31年4月1日以降に取得した機械装置及び器具備品は定額法

② 無形固定資産

定額法

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 商品評価引当金

棚卸資産の価額下落に備えるため、棚卸資産の期末評価額が取得簿価を下回る場合にその差額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付金支給に備えるため、規程により当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金支給に備えるため、規程により当事業年度末における期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。)

等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(5) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しております。

2. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 の株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 の株式数
普通株式	200 株	- 株	- 株	200 株

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額

令和6年6月17日開催の第16回定時株主総会において、次のとおり決議しております。

- ・配当金の総額 1,900,825千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 9,504.13千円
- ・基準日 令和6年3月31日
- ・効力発生日 令和6年6月18日

② 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

令和7年6月25日開催の第17回定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

- ・配当金の総額 3,232,255千円
- ・配当の原資 利益剰余金
- ・1株当たり配当金額 16,161.28千円
- ・基準日 令和7年3月31日
- ・効力発生日 令和7年6月26日

監査報告書

私監査役は、豊通オートモーティブ クリエーション株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行の監査を致しました。その方法及び結果について以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査致しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討致しました。

更に、会計に関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその他附属明細書について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及び附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

令和7年5月15日

豊通オートモーティブ クリエーション株式会社

監査役 加藤 博 